

【緊急】一部封鎖措置の延長・緩和等

【ポイント】

● 12月16日夕刻、首相府はジェラド首相が新型コロナウイルス科学委員会と保健省と協議の上、危機管理に関する以下の措置を決定した旨、コミュニケをもって発表しました。

1 34県を対象とした一部封鎖措置の延長・緩和等（12月17日から15日間実施）

（1）以下の34県については、20時から翌朝5時までの外出禁止を実施する。

アルジェ県、ブーメルデス県、テイセムシルト県、バトナ県、ブイラ県、ビスクラ県、ヘンシェラ県、ムシラ県、メデア県、ブリダ県、ボルジ・ブ・アレリジ県、ティパザ県、ウアルグラ県、コンスタンティーヌ県、オラン県、セティフ県、アンナバ県、ベジャイア県、アドラール県、テベッサ県、トレムセン県、ティアレット県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、ゲルマ県、イリジ県、ティンドウーフ県、アイン・ティムシエント県、エルウェッド県、ラグアット県、スーカハラス県、ウメル・ブアーギ県、モスタガネム県及びエル・タルフ県。

（2）スポーツ施設、リラクゼーション施設、娯楽施設、海岸、青少年センター及び文化センターを閉鎖する。

（3）家電製品店、家庭用品・装飾店、寝具・調度品店、スポーツ用品店、ゲーム・玩具店、商店街、美容院及び菓子屋は19時以降閉店に変更する。

（4）カフェ、レストラン、ファーストフード店の営業活動は、持ち帰り販売のみに限定され、19時以降閉店に変更する。

2 あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴や墓地での集い等その他行事の国内全土における禁止措置を延長する。団体により組織される一般的な会議・集会の禁止を延長。

3 国内旅客機運行の継続

12月6日（日）から再開した国内旅客機は、全ての南部県発着便及び北部県発着便の50%の運航を継続する。

4 一部封鎖措置（上記外出禁止及び施設、店舗等の閉鎖、時間制限措置）が取られない14県

シュレフ県、ベシャル県、タマンラセット県、ジェルファ県、サイダ県、スキクダ県、シディ・ベラベス県、マスカラ県、エル・バヤード県、ミラ県、アイ

ン・デフラ県、ナーマ県、ガイルダイヤ県、ルリザンヌ県。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>